

山口県有機農業推進計画

第1 有機農業の推進に関する方針

本県では、県民の新鮮・安心・安全等のニーズや環境問題への関心が高まる中で、平成13年5月に「山口県循環型農業推進基本方針」を策定し、農業が本来有している自然循環機能を活かして、土づくりを基本に化学肥料や化学農薬の使用量を低減した循環型農業の推進方向を明らかにしたところです。

また、この基本方針に沿って、循環型栽培技術に取り組む農業者をエコファーマーとして認定し、化学肥料や化学農薬の使用量を50%以上低減した農産物を県独自にエコやまぐち農産物として認証するなど様々な取組を進め、循環型農業の普及・拡大に努めているところです。

このような中、平成18年12月に「有機農業の推進に関する法律」が施行されるとともに、平成19年4月に「有機農業の推進に関する基本的な方針」が公表され、国及び地方公共団体は、この法律並びに方針に即して、透明性、公平性の確保に留意しつつ、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得て有機農業の推進に取り組むことが示されたところです。

このため、本県においては、有機農業を循環型農業の先進的な取組として位置づけ、これまでの循環型農業を推進する中で蓄積された仕組みや技術等を活かしながら、市町、農業団体、消費者団体等と協働して、技術の確立・普及、農業者の主体的な取組の支援、地産・地消を核とした情報の受発信等を進めます。

なお、本計画は、「有機農業の推進に関する基本方針」に即して、平成19年度から概ね5年間を対象にしました。

第2 推進の方策及び目標

1 技術の確立・普及

(1) 技術体系の確立

農林総合技術センターが主体となって、有機農業者、民間の試験研究機関等の協力を得ながら、既存技術の科学的検証、新たな技術の開発等を行い、これらを効率的に組み合わせて本県の気象条件・立地条件に適した技術体系を確立します。

【目標】技術体系の確立

平成19年度：0体系 平成23年度：2体系
(普通作物1、園芸作物1)

(2) 相談・指導体制の整備

農林事務所が主体となって、技術、経営、制度等に関する相談活動を実施するとともに、土壌分析、病害虫診断等に基づく技術指導を行うなど、有機農業に係る相談・指導体制を整備します。

(3) 研究と普及の連携

農林総合技術センターが主体となって確立した有機農業に係る技術体系等を、農林事務所を中心に迅速かつ的確に現地で実証、展示するなど、研究と普及の連携を進めます。

2 農業者の主体的な取組の支援

(1) 組織的な取組支援

市町、農業団体と連携して、消費者との交流、実証ほの設置、種苗の供給、土壌診断機器の整備など、民間の団体等が主体となって実施する有機農業に係る組織的な取組を支援します。

(2) 体系的な研修の実施

有機農業者等と協働して、有機農業に係る栽培技術や各種制度等の知識を習得する研修講座を農林総合技術センターに開設するなど、農業者や新規就農希望者に対する体系的な研修を実施します。

【目標】研修講座の開設 平成19年度：0講座 平成23年度：1講座
--

(3) 各種支援情報の提供

農林総合技術センター、農林事務所等における研修会、就農相談やインターネット等を通して、農業者や新規就農希望者が有機農業に取り組む上で参考となる体系的な栽培技術、融資制度、取組事例等の各種支援情報を提供します。

3 地産・地消を核とした情報の受発信

販売協力店、販売協力専門店、やまぐち食彩店など、山口県独自の地産・地消の推進拠点を活用して試食会、交流会等を実施し、農業者や産地等の情報を提供するとともに、消費者や流通販売関係者の意向把握、学校、保育所等における食育との連携など、有機農業をはじめとする循環型農業に係る情報の受発信を進めます。

また、有機農産物、エコやまぐち農産物、エコファーマーが生産した農産物等であることを示すマークを使用した適正な表示を進めます。

【目標】循環型農業に係る農産物や情報を年間を通して提供する販売協力店の割合 平成19年度：0% 平成23年度：50%

4 市町の推進計画の策定

「有機農業の推進に関する法律」、「有機農業の推進に関する基本的な方針」等を踏まえ、市町における有機農業の推進方針、推進方策、推進体制等を定めた有機農業の推進に関する計画の策定を進めます。

【目標】市町における推進計画策定の割合 平成19年度：0% 平成23年度：50%
--

第3 その他（推進体制）

1 県段階

学識経験者、農業団体、消費者団体等で構成する「山口県循環型農業推進協議会」において、有機農業の推進に関する目標の達成状況、施策の実施状況等について協議するとともに、地区段階の取組を支援するなど、有機農業の普及・拡大を進めます。

2 地区段階

市町、農業協同組合、消費者団体、農林事務所等で構成する「地区循環型農業推進協議会」において、有機農業者への支援、技術体系の普及、情報の受発信等について協議するとともに、市町における有機農業に関する計画の策定を支援するなど、有機農業の普及・拡大を進めます。